

「日本語教育の参照枠」における A1 相当以上の日本語能力を有する者とは以下の通りです。

- 1 日本語能力試験（J L P T）N 5 以上の認定を受けていること。
- 2 B J T ビジネス日本語能力テストにおいて 3 0 0 点以上取得していること。
- 3 J . T E S T 実用日本語検定の F 級以上の認定を受け又は F G レベル試験において 2 5 0 点以上取得していること。
- 4 日本語 N A T - T E S T の 5 級以上の認定を受けていること。
- 5 S T B J 標準ビジネス日本語テストにおいて 3 5 0 点以上取得していること。
- 6 T O P J 実用日本語運用能力試験の初級 A 以上の認定を受けていること。
- 7 J - c e r t 生活・職能日本語検定の初級以上の認定を受けていること。
- 8 J L C T 外国人日本語能力検定の J C T 5 以上の認定を受けていること。
- 9 実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ（P J C B r i d g e）の C - 以上の認定を受けていること。
- 10 J P T 日本語能力試験において 3 1 5 点以上又は J P T E l e m e n t a r y 試験において 6 8 点以上取得していること

上記は、2025 年 1 月現在で出入国在留管理庁 HP「日本語教育機関へ入学するための日本語能力について」にて定められているもので今後追加や基準の変更があった場合は、それに準じます。